



ACCSJ 非弁行為に関するガイドライン

構成：

- 1 はじめに
- 2 非弁行為の理解と本ガイドラインの方針
- 3 非弁行為を行わないための基本的な理解と対応
- 4 非弁行為が問題となる具体的な場面に応じた解釈
- 5 トラブルを回避するための工夫

1 はじめに

本文書は、面会交流支援全国協会（ACCSJ）が定める ACCSJ 基準〔第2次案〕「4. 面会交流支援の内容と支援団体の役割り」において求められている面会交流支援の適法についての非弁行為に関する ACCSJ ガイドラインです。

4. 面会交流支援の内容と支援団体の役割り

- 面会交流に関する親の責任
- 面会交流支援の意味
- 非弁行為に関する法令の遵守

==

(3) 面会交流の取決めや協議を支援する場合には、関係する法規に従い、適法にその支援を行う*。

注：

*面会交流の取決めや協議に関する支援において、支援者の働きかけが非弁行為に該当する事がある。非弁行為に該当する支援は、弁護士等の適切な資格を有する者あるいは ADR 認証事業者により行われる必要がある。その判断として、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。

支援団体が適法に面会交流支援を実施するために、弁護士法で禁止されている非弁行為についての知識が必要となります。面会交流支援に際し、連絡調整や当事者の要望により、面会交流の取決めに関する事項を取り扱うことがあり、非弁行為について注意する必要があります。一方で、面会交流支援に付随するさまざまな活動において、どのような行為が非弁行為に該当するか、専門家の中でも共通の理解があるとはいえません。支援の現場では、非弁行為の判断に困る場面も多くあり、支援者が悩んで活動が萎縮することがないように、一定の判断基準が求められます。そこで、よりよい支援活動を可能にするために、

1つの見解ではありますが、面会交流支援の具体的場面に即した ACCSJ ガイドラインを提示します。本ガイドラインでは、非弁行為とは何かの基礎知識と、具体的にどのような行為に気をつければよいかの指針を示します。

2 非弁行為の理解と本ガイドラインの方針

2.1 非弁行為について

非弁行為とは、弁護士法 72 条に定められている、「弁護士でない者が行うことを禁じられている行為」です。非弁行為とは、「報酬を得る目的で」業として、代理や仲裁、調停等を行う行為です。実費として、利用者が経費の負担をしていたり、公的助成を支援団体が受けている場合でも「報酬を得ている」と解釈されます。利用者の代理は弁護士が、仲裁や調停は、弁護士のほか、ADR 認証を受けた団体が行います。

弁護士法

第九章 法律事務の取扱いに関する取締り

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

面会交流の取決めの内容として、①面会交流の日時又は頻度、②各回の面会交流時間の長さ、③子の引渡し方法等があり、面会交流の合意が特定されます（最高裁判所平成 25（2013）年 3 月 28 日決定）。裁判所を経た取決め（調停・審判・決定・判決等）や公正証書で上記について定まった内容の実施や、当事者の協議による面会交流の合意を、支援団体が支援することは問題ありません。しかし、面会交流そのものやその実施方法等の内容について取り決めたり、上にあげた面会交流を特定する基本合意の変更のために、支援団体が、利用者の一方あるいは双方の代理人となって話し合いを進めたり、支援員が調停委員の役割を果たして合意形成を支援すると非弁行為となります。そして、上記①、②、③に示した内容により面会交流の合意が特定されると裁判所は示しましたが、面会交流をするという、面会交流そのものだけが取り決められたり、両当事者が重要とする実施方法が具体的に取り決められていたり、合意内容はさまざまです。そのため、なにが当事者にとっての「基本合意」であったのかも当事者の合意によって異なります。

なお、本文書における「合意」は、面会交流を行う同居親と別居親の合意（お互いに承諾した内容）であり、「取り決め」と同じ意味です（以下、本ガイドラインでは内容を示

す場合を「合意」、行為を示す場合に「取り決める」を用います)。

2.2 非弁行為に対する本ガイドラインの方針

非弁行為が法により禁止されていることから、面会交流支援において気をつけなければならないという事は言うまでもありませんが、一方で、非弁行為ができないことから、支援団体の役割が明確になります。利用者は、面会交流支援を申し込む際に、面会交流をし、そのために支援団体を用いることについて、父母間で合意しています。その合意の変更について支援団体に仲介を要望してきた際には、仲介行為は非弁行為であり、支援団体は非弁行為ができないため、当事者だけで協議をするか、弁護士その他の資格を有した者に相談したり、家庭裁判所での調停を受ける必要があるということを示します。そうすることで、支援団体が面会交流支援以外の合意形成支援を要望されたり、当事者の紛争に巻き込まれるという危険を避けることができます。

面会交流支援は、連絡調整支援を含みます。そのため、面会交流実施に必要な詳細の取り決めについて、支援団体が、ある程度、当事者の仲介をすることを前提としています。また、当事者の合意（家庭裁判所での調停調書を含む）が曖昧であったり、基本的な事項を含む取り決めを、面会交流支援の場で行うことを前提としている場合もあります。そのような支援の中で、具体的にどの行為が非弁行為になるのか、専門家の中でさえも、明確に共通の理解があるとはいえない状況にあります。支援団体が非弁行為について追及される場面を想定すると、利用者が意に添わない面会交流を強要されたと感じた際に、合意変更を強要された、あるいは、合意どおりの面会ができなかったなどと感情的に反発し、利用者が支援団体を非難し、非弁行為の有無を争うということが考えられます。そのようなことから、本ガイドラインは、法的に非弁行為とみなされる事項に加えて、非弁行為とはならないが、非弁行為が懸念される場面における支援団体を取り得る対応（奨励する対応）について取り扱います。本ガイドラインは、下記の基準に基づいて作成しています。

- 非弁行為として「してはならない行為」を明確にする
- 支援団体の活動が萎縮して、子どものための支援が制限されないように「できること」を明確にする
- 子どものための支援を実現するために、支援団体の柔軟な対応を可能にする対応例を示す
- 支援団体が非弁行為として取り扱えない事項を利用者に予め伝えることにより、トラブルを事前に回避することができるようにする

調停など裁判所での合意や裁判所の審判であったとしても、その合意内容が曖昧であったり、取り決めの一部を協議で決めるとしている場合があり、面会交流支援の場では、さまざまな詳細事項の調整に苦労します。非弁行為の取扱いおよびそのような状況への対応について、ガイドラインに示しますので参考にしてください。

3 非弁行為を行わないための基本的な理解と対応

非弁行為に関する基本的な理解として、下記のような行為が「非弁行為」あるいは「支援の範囲を超えた行為」となります。

- 面会交流の基本事項を取り決める（合意形成する）ために一方を代理したり、双方を仲介する行為（代理行為、仲介行為）。
- 面会交流そのものについて合意がないにもかかわらず、一方から説得するように頼まれて、他方に対して働きかけ、その承諾をえる行為。
- 実施回数（頻度）など、合意された重要事項を超えた内容での実施を、一方から説得するように頼まれて、他方が明確に拒絶しているにもかかわらず、他方に対して働きかけ、その承諾をえる行為。
- 子どもの状況などから、当事者の合意である面会交流を実施するために、基本合意である面会交流時間や頻度について変更の提案を行い、それに対して利用者が明確に拒絶しているにもかかわらず、合意変更のために働きかける行為。

次のような行為は非弁行為とはなりません。

- 一方利用者の変更の要望やその要望への承諾を伝える行為（伝言・伝達行為）。
- 面会交流を改善するために、その頻度や時間、実施方法、利用者間のルールの修正案を提示する行為（提案行為）。
- 子どものために、合意内容に従って面会交流をするよう利用者に働きかける行為（実施を促す行為）。

非弁行為となる「代理」と非弁行為とならない「伝言」の違いは、代理が、利用者のために代理人が主体的に考え、その考えが発せられるなかで行われる行為であるのに対し、伝言の主体者はあくまでも利用者であり、利用者が考えた内容（言葉）を他方に伝える行為であることです。なお、提案行為や実施を促す行為は、子どものための面会交流を実現するために必要になることもありますが、一方利用者への強い働きかけは、利用者の不満に繋がります。利用者の公平性への信頼を保つためにも、強い働きかけは避けるようにしましょう。

4 非弁行為が問題となる具体的な場面に応じた解釈

4.1 支援場面による解釈と対応

(1) 連絡調整支援

支援団体（支援団体）が面会交流支援を受託する前提として、利用者双方の面会交流支援を受けることの合意があります。そして、面会交流支援を受けることの合意がある場合、その支援には連絡調整支援が含まれます。そのため、たとえば、面会交流の取り決め内容が「月 1 回の面会交流を実施する」というものであり、父母が面会交流支援を受けるため

に支援団体の利用契約を締結した場合には、面会交流支援を実施するために行われる連絡調整は、当事者の合意に基づくものとなります。日時や場所、交流時間等の詳細の設定をするための連絡調整は非弁行為となりません。

(2) 伝言・伝達行為

伝言・伝達行為は非弁行為ではありません。お互いに直接顔を会わすことができない利用者の場合に、支援者が、一方から伝えられた面会交流に必要な事項を他方に伝えることがあります。伝言は、連絡調整や支援の当日など、さまざまな場面で利用者から求められることがあります。例えば、〇時に薬を飲ませてください、日焼け止めを塗ってください等の相手方への要望があり、適切に面会する利用者伝える必要も生じます。また、利用者の環境の変化や子どもの成長にあわせて、一方利用者が実施回数や面会交流の場所などの変更を希望し、その要望を相手方に伝え、相手方からその要望への回答を聞き、その回答を一方利用者に伝えることもあるでしょう。そのような行為は伝言行為であり、非弁行為ではありません。また、伝言の際に、支援者の考えを伝えても、非弁行為とはなりません。

(3) 面会交流以外の事項の伝達

当事者の合意や調停等で決められた他の事項、例えば、養育費に関して、別居親に対して「調停で定められた養育費については守ってくださいね」とか、同居親に対して「調停で決めた面会交流の頻度を守ってくださいね」などと話すことは、合意した内容の履行を勧めることなので、法律上の交渉にはあたらず、非弁行為ではありません。利用者間で直接コミュニケーションが取れない場合に、伝達行為として、合意の履行を促すことが求められることもあります。利用者の公平性への信頼を確保するために、事前に、面会交流に直接関係のない内容を、伝言・伝達を含めて取り扱わない旨を利用規約にルールとして設定しておくといよいでしょう。とりわけて、養育費や離婚前の婚姻費用は、父母間における葛藤を高める要素の一つです。支援者が利用者間の他の争いに入らない工夫として、そのようなルールの設定も検討してみましょう。

(4) 子どもの気持ちを伝達する行為、助言・改善提案

子どもが、親に希望や気持ちを伝えられず、支援者に相談することがあります。子ども自身が気持ちを親に伝えて欲しいと相談した際に、子どもの気持ちを、利用者に伝える行為は非弁行為ではありません。

子どもからの相談内容や状況の観察から、子どものために利用者に助言や意見を行うこともあるでしょう。このような場面における助言等の働きかけは、そこに改善のための提案を含んでいても非弁行為ではありません。

子どもの気持ちをそのまま伝えることについては、父母の葛藤状況や子の福祉の観点か

ら一定の判断が必要となります。子どもの気持ちの取扱いについては、「ACCSJ 子どもの理解と気持ちのガイドライン」を確認しましょう。

面会交流そのものを渋ったり、拒絶する利用者や子どもがいた場合に、履行を促したり励ましたりすることもあるでしょう。それらは非弁行為に該当しませんが、支援団体は合意内容の強制機関ではないことを利用者に明示し、公平性を保つことが大切です。

(5) 積極的に説得する行為

一方利用者が面会交流の回数を増やしたいなど希望する場合や、子どもの様子から改善が必要だと支援者が考えた際に、それを伝達し、あるいは支援者の意見や改善案を提示することは非弁行為になりません。しかしながら、利用者が明確にそれを拒絶しているにもかかわらず、合意を得ようと、一方あるいは双方の利用者を積極的に説得する行為は非弁行為となる恐れがあります。また、そのような利用者の意に反する強い働きかけは、利用者が公平に取り扱われていないと強く感じ、円滑な支援の妨げになる危険もあります。

(6) 支援現場における取り決め外・禁止事項の行為

面会交流実施において、利用者が事前に取り決めていなかったことについて、突然行う場合があります。たとえば、なんら取り決めをしていなかった、あるいは想定していなかったプレゼントを別居親が持ってきたり、写真を撮影したり、離れて暮らす祖父母とビデオ通話を始めるなどした場合です。このような場合に、支援者が、面会交流を安全に実施するために、別居親の行為を制限することは非弁行為ではありません。その後で、当事者間で、それらの事項の取扱いについて協議することになります。トラブルを回避するためにも、面会交流の実施で問題となるプレゼントや写真・ビデオ撮影、面会場所にいない者と会話等をするものの取扱い（電話、テキストメッセージ*、ビデオ通話・テレビ通話等の利用）について、事前に利用者間で確認して、利用契約の内容に入れておきましょう。トイレやおむつの取扱いも、実施現場で問題となることの多い事柄です。なお、事前に合意していた内容に反して、プレゼントを持ってきたり写真撮影をした場合には、合意に違反する行為として、当然にそのような行為を制限することができます。

プレゼントを巡っては、禁止事項としていても、面会交流が何度か行われている中で、利用者が持ってきてしまうということが生じます。その場合に、支援者は「折角の誕生日プレゼントなので受け取ってみてはどうでしょうか」と同居親にその受け取りを促すことは可能です。しかし、同居親がこれを断ったときに、支援者が同居親を強く説得してプレゼントを受領するよう働きかけることは、その働きかけだけをもって非弁行為となることはありませんが、利用者の公平性への信頼を損ねる危険があります。子どもの様子や利用者間の信頼関係の状況を見て、今後の取扱いとして利用者間の協議に委ねるのがよいでしょう。

* 携帯電話・スマートホンのショートメッセージ、LINE やメッセンジャーなどのアプリ、そ

の他 SNS を用いた同時双方性のあるコミュニケーションツール全般を指します。

(7) 面会交流時間の延長

面会交流の終了間際に、子どもや別居親が時間の延長について伝えて欲しいと依頼したので、支援者がこれを同居親に伝え、それに同居親が承諾をして時間を延長することは問題がありません。しかし、利用者の一方が、時間の延長に明確に反対の意思を示しているのに、支援者が積極的に時間の延長に承諾するよう説得することは、支援者の公平性への信頼を損ねるので望ましくありません。利用者の一方が遅刻し、面会交流開始の時間が遅くなり、交流時間が短くなったことから時間の延長を求めるということも生じます。その場合にも、利用者間の信頼関係の状況をみて、時間の延長に応じない（面会交流の予定時刻を厳守する）ことが、その後の円滑な面会交流に繋がることもあります。

(8) 実施日の変更

面会交流の日時が特定されていたにもかかわらず、一方の都合が悪くなったために変更の必要が生じた場合には、双方の事情を聞いて代替日の提案をすることができます。一方利用者の意思に反して、支援団体や他方利用者が提案する面会交流の代替日を強制することはできません。支援団体による複数の提案にも利用者双方の合意が得られない場合には、利用者間で協議して決めるように伝え、支援を中断あるいは終了しましょう。

4.2 合意の解釈と取扱い、合意の変更

(1) 具体的な合意がない場合

裁判所や弁護士を通じて行った合意が具体的でなかったり、面会交流を特定するための合意が当事者の協議にゆだねられている場合があります。例えば、家庭裁判所の調停調書が「相手方は、申立人と子が月 1 回程度面会交流することを認め、その具体的方法については当事者間で別途協議のうえ定める」という場合、「面会交流をすること」、「頻度は月 1 回程度とすること」が合意の内容です。この調停調書を前提に面会交流支援団体を利用しようとする場合、「具体的方法については当事者間で別途協議のうえ定める」ので、上記 2 点以外、例えば、日時の特定、1 回の面会交流の長さ、受渡しの場所や方法などについて、当事者が協議し、取り決めた具体的な内容（合意）で支援団体の利用契約を結ぶことになります。支援者は当事者の協議内容に介入することはできません。一方で、当事者が、日時等の詳細の取り決めを支援団体の連絡調整支援によって行うことを前提に「面会交流支援団体の支援を受ける合意」を行っている場合には、支援団体の連絡調整支援のルールに従ってその調整が行われます。この場合にも、基本合意の内容の変更を伴う内容（たとえば回数を増やすなど）について、話し合いの中で利用者に変更について承諾していないにもかかわらず、連絡調整の枠組みを超えて、一方あるいは双方の代理行為を行い、合意形成を支援すると、非弁行為となります。利用者が、支援団体が提案する日時等の内容に

強く難色を示し、他に代替案がなく承諾してもらえそうにない場合には、それ以上の支援ができない旨を伝えましょう。上記の事例についての対応をまとめると、次のようになります。

- 合意されていない内容は、利用者である当事者間で協議して決めることを基本とします。
- 実施の日時や詳細の決定を「連絡調整支援」を利用して行うことを利用者間で合意した場合には、連絡調整支援のなかで支援団体が仲介を行い、詳細を取り決めます。
- 連絡調整支援のなかで、支援団体が取り決め内容の提案を行うことがあります。

(2) 「支援団体等を介して協議」することが合意となっている場合

調停調書で「具体的日時、場所等は当事者間または支援団体等を介して協議して決める。方法、頻度、時間については経過を見ながら、当事者間または支援団体等を介して協議して変更する。」といったように「支援団体等を介して協議」などの文言がある場合には、その調停調書に従って、支援団体の支援者が当事者双方から事情を聴き取り、日時等について双方が合意できそうな提案をし、双方の了承を得るような対応が必要となるでしょう。そのような行為は、上記調停調書に基づくものなので、非弁行為にはあたりません。ただし、支援団体等を介して協議することに合意しているにもかかわらず、頻度のような重要事項について当事者の一方が強く難色を示し、協議を進めていくことができないと判断した場合には、利用者の合意事項である「協議」ができない場面だと判断して、それ以上の支援ができない旨を伝えましょう。支援団体は、子どもの安心と安全のために利用者の面会交流を支援しますが、合意内容を実施するのは利用者であり、支援団体はその履行を強制する機関ではありません。上記の事例についての対応をまとめると、次のようになります。

- 「支援団体等を介して協議すること」が合意の場合、支援団体に必要とされる仲介行為は広くなり、提案に加えて了承を得ようと働きかける行為が含まれます。
- 取り決めることが難しいと判断する場合は、合意である「協議すること」ができない場面です。それ以上の働きかけをやめ、支援を終了しましょう。

(3) 合意の変更

面会交流の実施を重ねて「月 1 回」としていたものが、面会交流の状況を踏まえた連絡調整の中で、一方利用者の回数を増やしたいという要望に対して、他方利用者がそれに承諾して月 2 回に回数を増やすことになったとしても、両者が合意しているのですから問題がありません。月 2 回に増やして、負担から難しいと判断した場合には、月 1 回の実施に戻せばよいでしょう。利用者双方が守るべきことは基本合意の内容ですが、子どもの成長や状況の変化にあわせて、双方の合意に基づいて面会交流の内容を修正していくことは自然なことだといえます。それに対して、利用者を取り決めた基本合意の内容の変更がないと実施が難しく、利用者のひとりがその変更について承諾しない場合には、面会交流の取

り決めをし直さないといけない場面です。合意内容を変更しなければならない場合には、利用者間で協議を行うか、利用者のみで取り決めが難しい場合には、弁護士や ADR など、適切な支援をうける必要がある旨を伝えましょう。合意内容の変更が、面会交流支援が提供される間に行われる場合の対応をまとめると、次のようになります。

- 子どもの成長や環境の変化により、合意内容を変更しなければならなかったり、変更した方が子どものためになることがあります。
- 利用者双方が協議して合意内容を変更し、変更した内容に従って支援を継続することは問題ありません。
- 連絡調整の中で、合意内容が変更されても上記と同じです。
- 合意の変更が必要だが、利用者が協議で取り決めることが難しい場合には、もう一度調停等を行ったり、弁護士など専門家の支援を受ける必要があります。

その行為が非弁行為かどうか判断できない時、迷いがある時には、外部の専門家に相談しましょう。面会交流支援の内実について知っている弁護士や ACCSJ 支援窓口への相談を検討してはどうでしょうか。

5 トラブルを回避するための工夫

(1) 利用契約時に利用者に事前に説明して契約する

事前面談や利用契約締結時に、支援団体が仲介行為を行わないこと、非弁行為である仲介が法律で禁止されていることについて利用者に説明しましょう。たとえば、「当事者の一方又は双方からの依頼を受けて、支援団体や支援者が、面会交流に関する取り決めの支援はできない」など、具体的に伝えましょう。また、利用者間の取り決めの仲介をしない旨を利用契約書に明記しておくといよいでしょう。

(2) 面会交流の具体的な条件や内容を文書化する

当事者双方と面会交流支援団体の間で、支援の具体的な内容について確認し、文書で利用者双方と共有しておくといよいでしょう。利用契約書にその内容を盛り込むこともできますが、変更の度に利用契約を締結し直すことは大変ですので、その場合には、「別紙」の形で契約書の一部とすることが可能です。文書とすることが手間となる場合には、Email など、編集ができないテキストで事前に共有しておきましょう。問題が生じた際に、その文書あるいはテキストを示して利用者と内容を確認することで、感情的な対立や変更の要望を抑えることが可能となります。集合の時刻と場所、面会交流の時間、プレゼントなどの取扱いなど、とくに面会交流の際に問題を生じやすい項目は、可能な限り明確にしておきましょう。

(3) 合意内容変更の希望に対する対応

合意内容の変更について、利用者から支援団体に仲介役になってほしいなどの要望があった場合には、(1)の契約書を示してその要望を断わりましょう。再度、同様の要望があった場合には、支援団体は、利用契約違反として契約を解除するなどの対応をとることができます。本ガイドラインに示したように、当事者の希望を伝える伝達行為は可能です。また、当事者同士で協議して合意内容を変更し、その変更内容に基づいて支援活動を継続することも問題ありません。

(4) 調停中または合意が文書化されていない場合の対応

利用者が調停中で面会交流の最終的な合意がなされていない場合や、口頭の合意のみがなされており取り決めの文書がない場合、合意はあるが具体的取り決めがなされていない場合には、問題が発生しないように、当事者が支援を申し出た段階において、面会交流をすることの合意があることを文書にして提出してもらいましょう。その際に、一定の合意について「ひな型」を提示する事は問題ありません。そのひな型に、別居親と子どもと面会交流をすること、その実施に支援団体を利用すること、当該支援団体の利用契約の内容に双方が合意することを項目としておくといでしょう。また、裁判所における調停中の場合には、裁判所に「中間合意」を出してもらうこともできます。

附則 本ガイドラインは、2022年9月23日より適用する。

以上